

子どものオンラインゲーム 無断課金につながるあぶない場面に注意！！

子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという保護者からの相談が多く寄せられています。契約当事者が小学生・中学生・高校生（以下「小中高生」という）のオンラインゲームに関する2022年度の相談件数は4,024件で、契約購入金額の平均は約33万円と高額です。

特に、スマートフォンやタブレット端末での小学生・中学生の無断課金に関する相談が目立ちます。

主な相談事例

- 【事例1】 スマートフォンを小学生の娘に貸したところ、無断でゲーム課金してしまった
- 【事例2】 「親の指紋認証を必須にしているから大丈夫」と思っていたら、小学生の息子が自分の指紋を登録してゲーム課金してしまった
- 【事例3】 中学生の息子が、自身のスマホのキャリア決済でゲーム課金していた
- 【事例4】 中学生の息子が、自身のスマホに登録されたカード情報でゲーム課金していた

子どもの無断課金が生じやすい理由

- ① 保護者のアカウントにログインした状態で遊ばせると、子どもが保護者の決済を利用できてしまう
- ② 保護者のアカウントでログインしている状態では、たとえ決済の都度、承認を得る設定にしていたとしても、子どもがその設定を変更できてしまう
- ③ 子ども用に契約したスマホであっても、「ペアレンタルコントロール」機能を利用していなければ無断でキャリア決済が可能になる
- ④ 保護者が決済完了メールを見落としていたため、課金に気づけなかった
- ⑤ 子ども自身にお金を使っているという認識がない場合がある

保護者へのアドバイス

- ① 保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう
- ② 保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理しましょう
- ③ 決済時の承認（パスワード、指紋認証、顔認証など）を設定しましょう
パスワードは、お子さんに伝えないようにするとともに、お子さんが類推できないような文字列で設定しましょう
- ④ クレジットカード、キャリア決済を適切に管理しましょう
- ⑤ 日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう

- ・アプリストア運営事業者の決済完了メール
子どもが保護者に無断で課金してしまった場合でも、保護者が決済完了メールをすぐに見て気がつければ、高額な課金を防ぐことができる場合があります。決済完了メールの宛先は普段使用しているメールアドレスを登録し、メールをこまめに確認するようにしましょう
- ・クレジットカードや携帯電話料金の明細
クレジットカード明細や、キャリア決済の料金が合算される携帯電話料金の明細をこまめに確認しましょう
なお、クレジットカード会社によっては、カードで決済された際に通知が来るように設定できる場合がありますので、活用しましょう
- ⑥ 子どもと一緒に対策しましょう
- ⑦ 民法では、未成年者が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことができます
ただし、子どもが保護者に無断で、保護者のアカウントでログインしたスマートフォンやタブレット端末で課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合もあります 【国民生活センター】
- ⑧ トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

★クイズ★「数学の日」紙幣に書かれている番号は？

3月14日は「数学の日」
円周率が由来です。円周率は3.14159265・・・と数字が続きます。紙幣にも数字を使った番号があるのを知っていますか？紙幣に書かれている番号は「記番号」。アルファベットと数字の組み合わせです。

問題：アルファベットのほかに、いくつの数字と組み合わせられているでしょう？

- ① 4 ② 5 ③ 6 ④ 7



※答えは裏面

子どものオンラインゲーム無断課金 につながる あぶない場面に注意!!

保護者のスマホを
保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す



子どもに無料の範囲だと伝えておいて、
短時間貸すだけだから大丈夫



ちょっと待って!! 保護者のアカウントに登録された決済方法（クレジットカード等）で、子どもでも簡単に課金できてしまいます!!

保護者の古いスマホを、自宅のWi-Fiにつなげて遊ばせるため、
保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す



電話もメールも使えない古いスマホなら
課金できないから安心だよ



ちょっと待って!! 保護者の古いスマホを保護者のアカウントにログインした状態で渡すのは、保護者が今使っているスマホを渡すのと同じで、子どもでも簡単に課金できてしまいます!!

子ども専用のスマホを契約し、
ペアレンタルコントロール機能を設定しないまま子どもに渡す



子どものスマホには
クレジットカードを登録してないし
課金される心配はないよね



ちょっと待って!! 子どものアカウントを作成して「ペアレンタルコントロール」機能で課金を承認制にしないと、子どもでも簡単に課金できてしまいます!!

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

いやや

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

なくならない洗濯用パック型液体洗剤による事故 —子どもだけでなく高齢者が誤って口に入れる事故も発生—

2015年3月、消費者庁と国民生活センターは、子どもが濃縮液体洗剤を水溶性フィルムに包んだ洗濯用パック型液体洗剤（以下、「パック型液体洗剤」とします。）を握ったりかんだりしているうちに破れてしまい、被害に遭う事故について注意喚起を行いました。しかし、その後もパック型液体洗剤を誤って口に入れた、フィルムが破れて目に入ったなどの事故が発生しています。

子どもがパック型液体洗剤を誤って口に入れ、嘔吐し、誤嚥性肺炎等となった事例や、高齢者が誤って口に入れたことにより科学性肺炎等となり、その後死亡した事例などが報告されています。

主な事例

【事例1】保護者が入浴中入浴、脱衣所で待たせていた子どもが、床に置いてあった洗濯用パック型液体洗剤の容器を開けて洗剤をなめていた。泡の混じった嘔吐もあり、受診した。

【事例2】高齢者が柔軟剤入りの洗濯用パック型液体洗剤を1個、食べ物と思い誤って食べてしまい、救急搬送された。嘔気と嘔吐あり。

【事例3】洗濯用パック型液体洗剤が3個くっついていて、それぞれはがそうとしたとたん、フィルムが破れ、中身が目に入った。

消費者へのアドバイス

- ①パック型液体洗剤は、子どもだけでなく、不用意に触ってしまうおそれのある方の手の届くところには置かないようにしましょう
- ②パック型液体洗剤を使用したあとは、必ずふたなどをしっかり閉めて、子どもなどの手の届かない置き場所にすぐ戻すことを習慣にしましょう
- ③パック型液体洗剤をぬらさないよう気を付けましょう
- ④子どもや高齢者などが誤って口に入れてしまい、洗剤などを飲み込んだ可能性がある場合や、目に入り、よく洗い流しても異常を感じる場合には、商品の成分が分かるパッケージなどを持って医療機関を受診しましょう

【国民生活センター】

《コラム》キャッシュレス化

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

日に日に暖かくなって、春が近づいてきましたね。

私が原稿を書いている現在、韓国でドジャースとパドレスの開幕戦が行われています。来週には、日本のプロ野球も開幕します。

みなさんは、どこのプロ野球チームを応援していますか。私は、北海道出身なので、北海道日本ハムファイターズを応援しています。北海道日本ハムファイターズの親会社である日本ハム株式会社は、もともと徳島県で食肉加工をしていた「徳島ハム株式会社」が前身ですから、徳島県とも縁があります。

ところで、北海道日本ハムファイターズは、去年、北海道北広島市にホームグラウンドとなるエスコンフィールドHOKKAIDOをオープンしました。私も、去年の夏に行ってきましたが、この施設は、食べ物やグッズなど球場内のすべての決済で、完全キャッシュレス化が実施されており、原則現金は利用できません。電子マネーやクレジットカードを利用すると、おつりが出ないなど、会計がスピーディに行われるため、混雑しにくいという利点があります。食べ物を買うために行列に並んでいたら、万波中正のレーザービームを見逃したということも少なくなるでしょう。日常的にキャッシュレス決済を行っている人であれば、完全キャッシュレス化はありがたいことです。

けれども、今でも、買い物をするときは現金決済が中心でクレジットカードや電子マネーはほとんど使わないという方がかなり存在するのではないのでしょうか。エスコンフィールドHOKKAIDOでは、このような方のために、場内各所に「キャッシュレスサポートデスク」を設置しており、キャッシュレス決済に不慣れな方へのサポートをしているそうです。また、小中学生には、初めてのキャッシュレス体験のサポートとして、電子マネーをプレゼントしているそうです。

みなさんも、一度、是非エスコンフィールドHOKKAIDOへ行ってみたいはいかがでしょうか。新千歳空港のすぐ近くです。

★クイズの答え 正解：③ 6

紙幣には、A123456B や CD123456E のように、2つまたは3つのアルファベットと6つの数字からなる番号がついています。でも、アルファベットのI（アイ）とO（オー）は、数字の1や0とまちがえやすいので、使われません。一巡すると数字の色も変わります。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

